平成２３年（フ）第７６５号
岡山市南区内尾395番地８
債務者　渡邉　文夫
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９号
岡山市北区野田５丁目４番22号　メゾンみゆき２階
債務者　神山　　守
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３０号
東京都あきる野市野辺326番地
債務者　田中　祥江
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７号
長崎県松浦市福島町浅谷免110番地２、従前の住所大分県日田市亀山町４番15号　グリーンマンション亀山208号
債務者　藤井ゆかり
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月11日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
北海道広尾郡広尾町錦通北２丁目44番地
債務者　二本柳春香
１　決定年月日時　平成24年３月19日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
北海道帯広市西23条南１丁目123番地19
債務者　上村　政則
１　決定年月日時　平成24年３月19日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
東京都八王子市散田町５丁目１番８号ハイツ興亜205号
債務者　長田多智子
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３２号
栃木県鹿沼市上殿町855番地５
債務者　松村　孝浩
１　決定年月日時　平成24年３月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１９号
静岡県島田市向谷元町990番地の２の４
債務者　赤堀　睦弘
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２０号
静岡県島田市向谷元町990番地の２の４
債務者　赤堀　絹江
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２５２号
茨城県結城市大字結城10045番地
破産者　株式会社ゆうしき
１　決定年月日　平成24年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０８号
札幌市厚別区上野幌３条２丁目13番10号
破産者　株式会社さっぽろ家具館
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９６号
札幌市東区北23条東１丁目４番11号　堀江ビル１Ｆ
破産者　株式会社リッツ・プロダクト
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５号
岩手県奥州市水沢区水沢工業団地４丁目28番地
破産者　北栄工業株式会社
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第４９７号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町444番地の３
破産者　金星酒造株式会社
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７号
新潟県燕市物流センター２丁目５番地
破産者　株式会社ショウワメタル
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４３号
富山県高岡市荻布615番地
破産者　有限会社ツルセ工作
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部